

学生・受験生・保護者の皆様へ

入学金・授業料などの振込みについて

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

平成 19 年 1 月 4 日から、本人確認手続に関する法令の改正により、金融機関において 10 万円を超える現金の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります。(ATMでは、10 万円を超える現金の振込みができません。)

10 万円を超える**入学金・授業料などの現金振込み**の際には、指定の振込用紙とともに、**振込みの手続を行う方の本人確認書類**(**運転免許書、健康保険証、パスポート**など)をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。
現金ではなく、預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。)

- ⇒ 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10 万円を越える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- ⇒ 保護者の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(入学金・授業料などであるこを)をお尋ねすることがあります。
- ⇒ 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。
金融庁ホームページ [Http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/](http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/)
文部科学省ホームページ [Http://mext.go.jp/](http://mext.go.jp/)